

令和9年度農業施設等リノベーション対策支援事業（案）

1 事業概要

生産資材が高騰する中で、コストを抑制しながら高品質な米麦・果樹・野菜類の安定生産に取り組むため、中古の園芸用ハウス・農業用機械や遊休出荷調整施設の有効活用を図る取組みを支援する

2 支援内容

事業項目	内容	主な採択要件
園芸用中古ハウス有効活用支援	【対象品目】 愛媛県野菜・花き振興計画、愛媛県果樹農業振興計画及び果樹産地構造改革計画で振興対象としている品目・品種 【対象経費】 園芸用中古ハウス等の解体、移設・再建、補強、修繕、被覆資材張替えに係る経費等	(1) 所有権が事業実施主体又は受益者へ移転すること (2) 新設に比べて低コストであること (3) 法定耐用年数の期間内継続使用すること (4) 園芸施設共済等に加入すること
遊休出荷調整施設有効活用支援	【対象経費】 賃借又は譲渡が確定した遊休出荷調整施設の活用準備に必要な、修繕費、補強費、必要設備導入経費、不要資材等の撤去処分費等	(1) 所有権が事業実施主体又は受益者へ移転又はリース契約されていること (2) 用途が出荷調整に限定されていること (3) 施設及び施設所在地については、関係法令を遵守し、必要な許可、届出その他の手続きを適正に行うこと
中古農業用機械有効活用支援	【対象経費】 中古農業用機械（トラクター、コンバイン、田植え機等）の取得経費（本体の査定価格に基づく）及び修繕費等	(1) 所有権が事業実施主体又は受益者へ移転すること (2) 専門業者による査定等によって、適正な本体価格を提示できること (3) 過去に補助事業を活用して取得したものではないこと

3 県補助率

1/2 以内（附帯事務費：10/10）

4 事業（補助金）の流れ

県 → 市町協議会 → JA 等（事業実施主体）

※令和8年度は国交付金で実施しており、令和9年度事業の実施については未定です。